(c)　香川高速道路事務所管内受電所電気需給契約
①　池田トンネル受電所
②　白地トンネル受電所
③　新境目トンネル受電所
④　下川トンネル受電所
⑤　高松西ＩＣ受電所
⑥　善通寺ＩＣ受電所
⑦　三豊鳥坂ＩＣ受電所
⑧　さぬき豊中ＩＣ受電所
⑨　大野原ＩＣ受電所
⑩　国分寺トンネル受電所
⑪　飯山トンネル受電所
⑫　眉山トンネル受電所
⑬　魚見山トンネル受電所
⑭　鳥越トンネル受電所
⑮　山田井トンネル受電所
⑯　豊浜サービスエリア受電所
⑰　府中湖パーキングエリア受電所
⑱　法皇トンネル受電所
⑲　黒田トンネル受電所
⑳　引田ＩＣ受電所
㉑　白鳥大内ＩＣ受電所
㉒　高松東ＩＣ受電所
㉓　高松中央ＩＣ受電所
㉔　高松檀紙ＩＣ受電所
㉕　津田東ＩＣ受電所
㉖　津田寒川ＩＣ受電所
㉗　志度ＩＣ受電所
㉘　さぬき三木ＩＣ受電所
㉙　津田の松原サービスエリア受電所
㉚　高松中央防災拠点受電所
(d)　高知高速道路事務所管内受電所電気需給契約
①　新宮ＩＣ受電所
②　大豊ＩＣ受電所
③　南国ＩＣ受電所
④　高知ＩＣ受電所
⑤　伊野ＩＣ受電所
⑥　土佐ＩＣ受電所
⑦　須崎東ＴＢ受電所
⑧　総野トンネル受電所
⑨　笹ヶ峰トンネル受電所
⑩　刈屋トンネル受洗所
⑪　立川トンネル受電所
⑫　細野第一トンネル受電所
⑬　一ノ瀬第二トンネル受電所
⑭　川口トンネル受電所
⑮　桧生トンネル受電所
⑯　明神トンネル受電所
⑰　繁藤トンネル受電所
⑱　平山トンネル受電所
⑲　曽我部トンネル受電所
⑳　岡豊トンネル受電所
㉑　逢坂山トンネル受電所
㉒　薊野トンネル受電所
㉓　観月坂トンネル受電所
㉔　朝倉トンネル受電所
㉕　八田トンネル受電所
㉖　よさこいトンネル受電所
㉗　南国サービスエリア受電所

(6)　入札方法
①　(2)の購入等件名ごとにそれぞれ入札に付する。
　また、入札金額は、電気需給期間のひと月毎に、基本料金に、電力量料金を加え、電気需給期間分合計した総和の価額（受電所毎に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた税抜き額を記載すること。
　なお、入札金額には、力率割増・割引額、燃料調整額、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。
②　ひと月毎の基本料金は、入札者が設定する基本料金単価に契約電力を乗じた価格（端数処理は、行わないものとする）とする。
③　ひと月毎の電力量料金は、入札者が設定する電力量料金単価に、予定使用電力量を乗じた価格（端数処理は、行わないものとする）とする。
④　入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額）をもって契約金額とする。

2　競争参加資格
(1)　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。
(2)　維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領（平成21年要領第150号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。
(3)　競争参加資格確認申請書の提出時に過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３、その３の２、その３の３のいずれか））の写しを提出できる者であること。
(4)　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
(5)　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業者として登録を行っている者であること。
(6)　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係
Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係
Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。
(ｲ)　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。
ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役
ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
(ﾛ)　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
(ﾊ)　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
(ﾆ)　組合の理事
(ﾎ)　その他業務を執行する者であって、(ｲ)から(ﾆ)までに掲げる者に準ずる者
Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
③　以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係
Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。
Ⅱ）その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3　入札手続等
(1)　担当部署　〒760―0065 香川県高松市朝日町４－１－３　西日本高速道路株式会社　四国支社　総務企画部　経理課　課長代理　未次　　恵　電話087―825―1886
(2)　入札説明書、入札者に対する指示書等の交付期間及び方法
①　交付期間：令和３年４月７日（水）から令和３年５月10日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。）
②　交付方法：入札情報公開システムより、提供する。
　https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/